

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成29年2月28日発行（山梨県公報号外第9号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部（局）課	総合政策部 地域創生・人口対策課	
監査実施日	平成28年9月6日	10月13日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 長期未収金（破産債権）が次のとおり認められた。（決算日現在） 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450 円</p> <p>また、この長期未収金について、未収金整理簿が作成されていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 山梨ビジネスパークにおいて、平成13年度及び平成14年度に売却した2区画の売却相手の会社が破産したことにより、土地代金が未収金となっており、破産債権として計上している。 公社は、売却時に土地に第一抵当権を設定しているが、現状は、土地上に建物が存在しており、破産手続きの中で、破産管財人から営業譲渡された別会社の所有となっている。 これまで、他の債権者からの競売申立や所有会社との任意売却の協議を行ってきたが、債権の回収に至っていない状況である。 (措置の対応状況等) 今後は現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討及び実行し、未収金の回収に努める。 (再発防止策) 今後は売却代金の未収金が発生しないよう、土地の割賦販売は行わず、再発防止に努める。</p> <p>(発生原因の検証結果) 当該未収金については、経理基準により、平成20年度末に、流動資産の未収金から、固定資産の破産債権に表示変更をしたことから、勘定科目上、未収金整理簿には計上されていない。 (措置の対応状況及び再発防止策等) 未収金の管理については、別途未収金台帳を作成しており、平成27年度末から、この台帳に破産債権を追加して記載し、管理を行う。</p>

<p>2 貸倒引当金の計上基準について、決算報告書の計算書類に対する注記に「期末に見込まれる回収不能見積額を計上している。」と記載されているが、回収見込及び損失見込の見積額算定は、平成 23 年度に実施してから、見直しが行われておらず、貸倒引当金は平成 23 年度以降、同額を計上していた。</p> <p>3 郵便切手について、平成 27 年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>4 弁護士の報酬金に係る源泉徴収について、消費税込の請求金額に対し、消費税を除いた金額で所得税額が算出され、源泉徴収が行われていた。</p> <p>5 弁護士との委任契約である「事件等の処理」について業務が終了していないにもかかわらず、報酬金が未払金に計上されていた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 破産債権に対する貸倒引当金については平成20年度から引当金を計上してきたが、平成23年度に当該土地に対し競売の申立があり、その際に示された売却基準額をもとに回収見込額を算定し、貸倒引当金を積増し計上した。 しかし、その後、競売の動きがなく、回収見込額に変化がないものとして見直しを行ってこなかった。 (措置の対応状況等) 平成28年度末、回収見込み額を算定し貸倒引当金の見直しを行う。 (再発防止策) 今後は土地の評価額等を把握し、毎年度、適切な回収見込み額を算定し、引当金を計上する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 残高が僅少であり資産計上が不要と認識していた。 (措置の対応状況等) 平成28年度決算において、資産計上する。 (再発防止策) 今後は会計基準に則った処理を行う。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 源泉徴収税額の計算方法について確認が不十分であった。 (措置の対応状況等) 今後は適正に処理を行う。 (再発防止策) 事務マニュアルに加え、再発防止に努める。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 委任契約をした時点で、事実上、支払額が確定していたことから、未払金に計上した。 (措置の対応状況等) 平成28年度において、未払金の減額及び費用計上のための振替処理を行う。 (再発防止策) 今後は会計基準に則った処理を行う。</p>
--	---

<p>6 会計規程第76条第1項に「事務局長は、毎年度2期に分けた予算執行計画を作成し、適切な執行をしなければならない。」と定められているが、予算執行計画が作成されていなかった。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 会計規程の該当条項について失念していた。 (措置の対応状況等) 平成28年度より、4月(上期分)、10月(下期分)の予算執行計画を作成した。 (再発防止策) 今後は規程に則った処理を行い、再発防止に努める。</p>
<p>(意見) 公社は、平成22年12月に策定し、平成25年3月に改定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年度までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等の取り組みを進めてきた。 今後とも、県の支援による債務処理を着実に進めるとともに、現行プランで積み残しとなっている八田御勅使南地区拠点工業団地の未売却の1区画の早期売却や、土地売却代金未収金の回収等に努められたい。 なお、保有期間が長期化している資産については、地価の下落が続いている状況を反映した時価評価と会計基準に基づく適切な財務処理を行うことを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未売却地の早期売却 今後は、適正な土地管理を行うとともに、県及び地元市と緊密に連携を取りながら早期に販売できるよう努力していく。 ・未収金の回収 破産債権については、上述のとおり、未収金の回収を進めることとする。 ・資産の時価評価 平成28年度決算において、評価替えを実施し、財務諸表に反映させる予定である。

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団	
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課	
監査実施日	平成28年8月25日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項) 1 「平成27年度長田ふるさと財団助成金」において、助成金請求のための実績報告書の提出が遅延しているものがあった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 期限内に提出するように、助成団体に対して指導していたが、実績報告書が期限内に提出されなかった。 (再発防止策) 平成29年助成事業の募集時には、応募団体に対し、実績報告書が期限内に提出されるよう注意喚起した。 また、助成団体に対して、執行管理を継続的に行う。</p>	

<p>2 会計処理規則において、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 財務諸表の会計区分について、平成 20 年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、会計処理規則第 4 条及び第 29 条に記載された会計区分は、一般会計及び特別会計となっており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 会計処理規則第 6 条及び第 7 条に「別に定める」とされている勘定科目及び主要簿・補助簿の様式が規定されていなかった。</p>	<p>2 (1) (2) (発生原因の検証結果)</p> <p>新公益法人会計基準を採用した時に、「会計処理規則」まで見直しを行っていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>勘定科目を定めるなど「会計処理規則」の改正を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>当法人の規則等については、定期的に見直しを行う。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部(局)課	農政部 農業技術課 担い手・農地対策室	
監査実施日	平成28年9月13日、14日 10月21日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>[指摘事項]</p> <p>前回監査において、流動資産に計上されている有価証券は、市場価格のある国債で運転資金の目的で保有しているものであり、満期保有目的の債権には該当しないが、満期保有目的の債権の評価方法である償却原価法で評価され、時価評価されていなかったことから指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「運転資金としていた有価証券について、これまで取崩が無かったため、満期保有目的の債権と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成 26 年度から時価評価する」との回答があったが、今回の監査においても流動資産の有価証券を計上しているが時価評価されておらず、過大計上となっていた。</p>		<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>過大評価となった原因を調査したところ、有価証券の評価は時価評価していたが、財産目録における証券管理を、証券毎個別に行っていなかったため、残高証明と合わなくなっていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今後は、「財産目録」の作成の際には、有価証券毎に記載する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、残高証明書との突合を入念に行い、対象となる有価証券の記載を徹底する。</p> <p>なお、指摘を受けた有価証券は、当面取崩す予定がないことから、今後は固定資産として計上する。</p>
<p>(指導事項)</p> <p>1 会計規程第 8 条に基づき備えるべき帳簿のうち、財産管理台帳が整備されていなかった。</p> <p>2 理事に対して報酬及び旅費を支払う際に、非課税である旅費を含めて日額表を適用していたために、控除した所得税が過大となっているものがあつた。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当職員の理解不足が原因であった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>直ちに「財産管理台帳」を作成した。今後は、顧問の公認会計士に指導を受け、以後の財産台帳管理を適切に行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当職員の理解不足が原因であった。</p>

<p>3 土地改良事業団体連合会への「水土里情報データ入力業務」の委託を行うにあたり、会計規程第 15 条に定める執行伺が作成されていないものがあった。</p> <p>4 土地改良事業団体連合会への「水土里情報データ入力業務」の委託は、会計規程第 17 条の予算超過の支出に該当するが、文書による理事長の決裁を受けていなかった。</p> <p>5 退職給付引当金は、平成 28 年 3 月 31 日に退職した職員 2 人分であり、平成 28 年 5 月 20 日に支払っている。したがって、勘定科目は、退職給付引当金ではなく、未払金とすべきである。 また、退職給付引当金 に対する退職給付引当資産が過少計上となっていた。</p>	<p>(措置の対応状況等) 平成27年度の所得税については、確定申告により源泉所得税の精算が適正に行われたことを甲府税務署に確認済みである。 今後、理事への報酬等の支払いにおいては、旅費を除いた額で所得税を徴収する。 (再発防止策) 担当者は、日額表とチェックを行い、課長以上のダブルチェックを行う。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 担当職員の理解不足、また公社内のチェックも不十分であった。 (措置の対応状況等) 今後は、会計規程第15条に定める執行伺を適切に行う。 (再発防止策) 会計規程を熟読し、会計規程に沿った処理を行う。また、担当者及び課長以上のダブルチェックを行う。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 担当職員の理解不足、また公社内のチェックも不十分であった。 (措置の対応状況等) 今後は、予算超過の支出が起きた際は、必ず起案を行い、理事長の決裁を受ける。 (再発防止策) 会計規程を熟読し、会計規程に沿った処理を行う。また、担当者及び課長以上のダブルチェックを行う。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 担当職員の理解不足により、「退職給付引当金」の勘定科目で退職者に係る会計処理を行い、退職給付引当資産についても過少計上してしまった。 (措置の対応状況等) 今後、退職金の支払いについては、未払金の勘定科目を使用する。 また、退職給付引当金資産が過少計上となっている分は、平成28年度で過少計上分を是正した。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>
--	--

<p>6 就農支援資金借入金について、山梨県より借り入れしているが、残高証明書を入手していなかった。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 担当職員の確認不足であった。 (措置の対応状況等) 今後、残高については、必ず残高証明を入手し確認を徹底する。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>
<p>7 基本財産(定期預金)の預金利息が計上されていなかった。</p>	<p>7 (発生原因の検証結果) 基本財産(定期預金)預金利息を「積立金利息」に計上していた。 (措置の対応状況等) 今後は、しっかり区分けし経理処理を行う。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>
<p>8 社会保険預り金について、本来預かるべき残高より過大となっていた。</p>	<p>8 (発生原因の検証結果) 「財産目録」の貸借対照表科目の表記が「法定福利費預り金」となっているが、社会保険料以外に、住民税、所得税が含まれていたため過大となってしまった。 (措置の対応状況等) 今後は、「財産目録」の貸借対照表科目の表記を適切に行う。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>
<p>9 満期保有目的の債券のうち、第120回長期国債について、償却原価法に基づく帳簿価額で計上すべきところ、記載誤りにより過大計上となっていた。また、第139回長期国債についても、計算誤りにより過少計上となっていた。</p>	<p>9 (発生原因の検証結果) 担当職員が、償却原価法の計算方法を誤ってしまった。 (措置の対応状況等) 再度、有価証券整理簿を精査し、償却原価法の計算方法を正しいものに訂正を行った。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>

<p>10 農地集積・集約化対策事業について、補助金交付要綱第14条第1項に「補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し」と規定しているが、他の経理と区分した補助事業についての帳簿が整備されていなかった。</p>	<p>10 (発生原因の検証結果) これまで、毎月の処理は一般会計で行い、四半期毎に補助事業毎に振替えて整理していたが、帳簿として整備していなかった。 (措置の対応状況等) 平成28年度からは、毎月補助事業毎に会計処理をし、帳簿として整備を行っている。 また、平成27年度分の帳簿についても整備を行っている。</p>
<p>11 土地改良事業等（機構借受農地整備事業） 補助金の交付申請書に添付する収支予算書及び実績報告書に添付する収支精算書について、 (1) 記載された予算額に誤りがあった。(補助事業者としての予算額が記載されていなかった。) (2) 変更承認申請及び実績報告において、添付された収支予算書及び収支精算書が補助金交付要綱に定める様式（別紙第1-4）とは異なる様式で作成されていた。</p>	<p>11 (1) (発生原因の検証結果) 担当職員の確認不足により、県の予算に合わせて作成してしまった。 (措置の対応状況等) 今後は、公社（補助事業者）としての予算に合わせて作成する。 (2) (発生原因の検証結果) 担当職員が、別様式で間違えて作成した。 (措置の対応状況等) 今後は、補助金交付要綱に定める様式（別紙第1-4）で作成する。</p>
<p>12 機構借受農地整備事業について、平成27年度内に事業は完了し平成28年度になってから補助金の受入れ及び事業費の支払いを行っているものがあつたが、受取補助金等（経常収益）の未収金計上及び整備費（事業費）の未払金計上がされていなかった。</p>	<p>12 (発生原因の検証結果) 担当職員の確認不足により、前年度完了工事を把握しておらず、未収金、未払金の計上を怠つた。 (措置の対応状況等) 今後は、年度完了工事の確認を徹底し、未収・未払の計上漏れを無くす。 (再発防止策) 今回の指摘、指導、注意事項を基に作成したチェックリストにより、決算書の作成を行う。</p>
<p>13 長期未収金が、次のとおり認められた。 (決算日現在) 就農支援資金貸付金 先数4件 4,458,000円</p>	<p>13 (措置の対応状況等) 平成29年2月末日現在の長期未収金は、4,031,500円と減少しているが、引き続き早期の回収に努める。</p>
<p>14 就農支援資金貸付金に係る違約金が未収金に計上されていなかった。</p>	<p>14 (措置の対応状況等) 違約金の資産計上の時期について、農水省に確認したところ、「違約金について予め未収金、未払金を計上する必要はなく、違約金を徴収した都度、雑収入として受け入れることができる。」との回答を受けた。 このことから、違約金の取扱いについては、今後も「実際に受け取った」時点で収益計上を行うこととしたいと考えている。</p>

<p>15 担い手基金の運用益の一部については、法人会計の経費に充てることが認められているが、財産の管理及び資金の運用等に関する規程において、「基金の運用益は、青年農業者等担い手の確保・育成のために必要な経費以外の経費に充てないものとする。」と規定されており、整合性が取れていなかった。</p>	<p>なお、本来、未収計上して会計処理すべきものとも考えられるが、簿外において債務者をリスト化するなど、組織として債権管理しており、現在のところ返済も継続して行われている。</p> <p>15 (措置の対応状況等)</p> <p>財産の管理及び資金の運用等に関する規程第14条について、青年農業者等担い手の確保・育成のために必要な経費以外の経費に基金の運用益を充てられるよう、見直しを行う。なお、このことが公益法人の性格上問題とならないかなどについて、行政庁の指導を受けながら検討を進める。</p>
<p>(意見)</p> <p>公社は、平成27年2月に改定された改革プランに基づき、人件費及び管理費等の支出抑制に努める中で、農地中間管理事業、担い手育成対策事業及び受託事業の積極的な事業展開を行うことにより、経営の安定化を進めてきた。</p> <p>今後とも、県が指定する農地中間管理機構として、農地の集積・集約化及び利用の高度化を促進するための中心的な役割を担いつつ、就農相談のワンストップ窓口として、新規就農者への支援など積極的な事業展開に取り組まれたい。</p> <p>また、県からの受託事業に係る委託料の返還金が発生したことなどに伴い、平成28年2月に改革プランを再度改定し、長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済に優先して、委託料の返還を分割納付していくことなどの方針を定めたところである。委託料の返還については、経営の合理化等の総合的な推進と収益事業の積極的な受託による収益の確保等により、計画的な返還に努められたい。</p> <p>なお、今回の監査における指摘事項については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されなかったものであり、前回の監査結果が、公社の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。また、これ以外にも多数不適切な事務処理が認められたところである。</p> <p>これは、平成23年度まではプロパー職員の早期退職等により職員の削減を進めてきたこともあり、近年の農地中間管理事業等により業務量が増加する中で、組織として事務処理が十分対応できていない状況が背景にあるものと</p>	<p>農地中間管理事業については、県の基本方針に基づき、市町村、農業団体等の関係機関との連携をより密接にして、本県農地の集積、集約化を更に進めていく。また、県内への就農希望者について、就農相談や研修場所の紹介、就農計画の作成支援に加え、関係機関と連携して研修期間中や就農後のフォローアップ活動を一層充実するなど、きめ細かく対応し、円滑な就農及び定着を支援する。</p> <p>また委託料の返還については、当初の最長10年間で分割納付計画を前倒しして、5年間で完了できる見通しとなったが、今後とも、経費の削減など経営改善に向けた取り組みを更に進めていくとともに、収益事業の積極的な受託により収益を確保し、委託料の返還及び長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済に努める。</p> <p>さらに、今回多数の不適切な事務処理が認められ、業務量に見合う組織体制をとるの指摘を受け、平成29年度からプロパー職員1名を採用し、体制づくりに着手した。</p> <p>併せて、事務処理のチェック体制の強化、職員の資質向上、育成等に向けて、組織としてのマネジメント体制の強化にも取り組む。</p> <p>今後さらに、職場内の研修も積極的にを行いながら、前年踏襲ではなく根拠や規定等を確認するよう周知徹底し、常に複数職員での確認を行い、現状に合った諸規定の見直しを行うなど、業務運営の改善を積み重ね、適正な事務処理が行われるよう積極的</p>

考えられる。しかし、それぞれの業務については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものであり、チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、業務量に見合う組織体制について検討されたい。	に取り組んでいく。
---	-----------

監査対象団体	山梨県道路公社
所管部（局）課	県土整備部 道路整備課
監査実施日	平成28年9月7日 10月27日
監査の結果	
(指導事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>1 月を単位としない郵便切手購入及びレターパック郵送等に係る資金前渡において、事務の終了後 5 日以内に会計規程第 29 条の 2 第 2 項に定める精算が行われていないものがあった。</p> <p>2 J R 使用による旅費の支給において、往復同一区間でかつ片道 601 km 以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。</p> <p>3 単価契約である「除雪業務委託」について、契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金を免除していたが、契約保証金免除条項が設けられておらず、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 担当者が、月を単位とする資金前渡の精算方法と混同して取り扱ったため、事務の終了後 5 日以内に精算が行われなかった。 (措置の対応状況等) 資金前渡の精算方法については、山梨県の会計事務ガイドブックを配付して職員に周知を図った。 (再発防止策) 今後は、支出負担行為伺いや支出伝票に精算を実施すべき期限を記載して決裁を受けることとし、複数の職員によるチェックを徹底することにより再発防止に努める。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 担当者の往復割引制度の認識不足が原因で発生した。 (措置の対応状況等) 適正な旅費を計算し、過払いとなった旅費について、該当者から返還させており、10月24日に雑収入として受入済である。 (再発防止策) 今後は、確認用のチェックリストを作成してチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>3（発生原因の検証結果） 従来からの契約書を継続して使用していたため、予定数量や違約金条項が単価契約と異なるものとなっていたほか、契約保証金免除条項が不備となっていた。 (再発防止策) 今後は、契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底する。</p>

<p>4 つり銭準備金（手許現金）の管理方法に関する意見（平成 22 年度監査）に対する措置として、「日々の管理は収入日報と併せて、有料道路料金の徴収業務を委託した業者から現金有高の総額の報告をもらう」こととしていたが、実施されていなかった。</p> <p>5 会計規程実施細則第 8 条の 2 第 2 項に「事務所長は、各四半期ごとに期末月の 25 日までに、次の四半期の執行状況表を理事長に提出しなければならない。」と定められているが、執行状況表の作成・提出がなされていなかった。</p>	<p>4（発生原因の検証結果） 日々のつり銭準備金の残高確認については、口頭によるものとなっており、文書での確認が行われていなかった。 （措置の対応状況等） 平成 28 年 10 月から、料金徴収業務受託業者から提出される、収入日報につり銭準備金の残高の報告欄を設けて確認している。 （再発防止策） 今後は、相互確認を行い報告に不備のないよう徹底する。</p> <p>5（発生原因の検証結果） 毎月提出される支出計算書で執行状況を把握できており、流用や令達時期の変更などは、その都度事務所からの依頼により対応していたため、執行状況表の作成がされていなかった。 （措置の対応状況等） 第 3 四半期分から執行状況表を作成、提出している。 （再発防止策） 今後は、規程どおりに執行状況表の作成及び提出が行われるよう徹底する。</p>
<p>（意見） 公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成 24 年 3 月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。 計画改定後においては、雁坂トンネル有料道路事業の収支も概ね計画どおり順調に推移しているが、平成 29 年度以降には、県からの長期無利子貸付金の償還が開始することから、今後とも、管理する道路等を利用者が安心・安全に利用できるよう適正な維持管理を行いつつ、経営計画の着実な実施を図られたい。 また、公社は、有料道路料金の徴収業務を委託した業者に対して、つり銭として合計 400 万円の貸し付けを行っているが、富士山有料道路管理事務所においては、つり銭の現金有高の確認が決算時期の 1 回の実施であることから、適正に現金が管理されているか、確認の頻度を高めることを検討されたい。</p>	<p>雁坂トンネル有料道路については、通行の安全を確保しながら、引き続き維持管理費の削減を図るとともに、利用促進対策を実施することにより、経営計画に沿った運営に努めていく。 また、つり銭準備金の金種別の有高確認については、これまで年 1 回の実施としてきたが、半期に 1 回以上実施することとし、現金管理体制を強化していく。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課 下水道室	
監査実施日	平成28年9月15日	10月14日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>（指導事項）</p> <p>1 財務諸表の会計区分については、平成 20 年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、財務規程第 4 条において「会計区分は一般会計と特別会計とする」旨が規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>公益認定を受けるにあたり、平成 23 年度に、20 年改正の公益法人会計基準に移行するための財務規程の改正を行ったが、その際に「公益目的事業会計」及び「法人会計」への会計区分の改正を行わなかったため、会計実務と財務規程が整合していない状況となっている。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>平成 29 年 3 月の定例理事会において、会計区分を「公益目的事業会計」と「法人会計」に改正する。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>規程の改正の際は、他の規定と整合するよう確認し、再発防止に努める。</p>

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部（局）課	県土整備部 建築住宅課、同課 住宅対策室	
監査実施日	平成28年10月4日、5日	11月15日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>〔指摘事項〕</p> <p>1 職員就業規程第16条に基づき「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の例により、週休日の振替を行っているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>（1）週休日に勤務を命ずる際に、勤務時間の割り振りを行うことなく（振替日を確定せずに）勤務を命じていた。</p> <p>（2）勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間において振替を行うべきところ、6か月を超えて行われているものがあった。</p> <p>また、臨時職員である事務員においては、任用期間を超えて振替が行われているものもあった。</p> <p>（3）同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当・時間外割増賃金を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>（平成27年度 支給不足額 242,192円）</p>	<p>1（1）（2）（発生原因の検証結果）</p> <p>週休日の振替について職員の認識不足により、不適切な事務処理を行ってしまった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>職員就業規程に基づき、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の例により適正な週休日の振替を命ずることとした。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>週休日に勤務を命ずる際は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする同一週において原則、振替を行い、必ず振替簿に振替日を記入し、職員就業規程に基づく週休日の適正な振替について、職員に周知徹底を図る。</p> <p>（3）（発生原因の検証結果）</p> <p>週休日の振替についての職員の認識不足により、不適切な事務処理を行ってしまった。</p>

<p>(4) 臨時職員である事務員の賃金支給額が、勤務実績（週休日の振替を反映）に応じたものとなっておらず、支給時期が遅れているものがあった。</p> <p>2 平成32年と平成34年に借地契約が終了する山宮南団地の賃貸住宅について、建物の解体費として現在価値に割り引く前の将来キャッシュフローが合計で約2億5千5百万円と見積もられているが、資産除去債務の負債計上並びに資産除去債務に対応する除去費用の資産計上及び費用配分が行われていなかった。</p>	<p>(措置の対応状況等) 振替簿により確認を行い、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて 38 時間 45 分を超える部分について、未支給であった時間外勤務手当・時間外割増賃金を平成 29 年 2 月に支給した。</p> <p>(再発防止策) 週休日の振替に伴う時間外勤務手当・時間外割増賃金について、振替簿の確認を徹底し、職員就業規程に基づく適正な支給を行う。</p> <p>(4) (発生原因の検証結果) 週休日の振替についての職員の認識不足により、不適切な事務処理を行ってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 勤務実績に合わせた賃金を支給するように改めた。</p> <p>(再発防止策) 賃金支給の際に、振替簿の確認を徹底し、勤務実績に応じた賃金支給を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 地方住宅供給公社会計基準について、職員の認識が誤っていたため、適切でない会計処理をしてしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 平成 28 年度決算において、地方住宅供給公社会計基準に基づき、資産除去債務として負債計上及び資産除去債務に対応する除却費用の資産計上と費用配分を行う。</p> <p>(再発防止策) 今回、指摘を受けた建物の解体費の計上など、あまり例のない会計処理については、公認会計士の指導を十分受けて、会計処理を行う。</p>
<p>(指導事項)</p> <p>1 組織規程第4条第1項に定める「参事」の職務について、報酬・給与規程第10条における職務の級が規定されていない。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 平成 26 年度より、新たに県から技術職員 2 名（参事、事業課長）が派遣されることになったため、組織規程に参事の職を追加したが、職員の認識不足により、報酬・給与規程に参事の職務の級を定めなかった。</p> <p>(措置の対応状況等) 平成 29 年 3 月 27 日に開催される理事会において、報酬・給与規程の改正を行い、参事の職務の級を定める。</p>

<p>2 県営住宅の退去修繕工事において、退去者負担については、県営住宅等管理業務仕様書及び県営住宅等退去修繕等実施要綱等に定められているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1)退去者が設置したトイレの温水洗浄便座を原状回復する経費について、退去者の負担で行うべきところを請求せずに公社負担となっていた。</p> <p>(2)退去者負担である襖の張替えに係る修繕費について、退去者の支払が完了しているにもかかわらず、業者からの請求により公社が負担しているものがあった。</p> <p>(3) (1) 及び (2) により、県に提出した県営住宅等管理業務に係る収支決算額が相違していた。</p> <p>3 競売により落札した賃貸住宅資産(土地及び建物)について、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 建物の購入金額について、消費税の課税仕入れとして税抜処理すべきところを、税込金額のまま減価償却を行っていた。</p> <p>(2) 消費税の申告において、建物の購入金額に係る消費税を仕入税額控除の対象としなかったため、過大申告となっていた。</p>	<p>(再発防止策)</p> <p>今後は、組織改正や人事異動の際などに特に留意し、規程等の改正に漏れないようにする。</p> <p>2 (1) (2) (3) (発生原因の検証結果)</p> <p>見積書と退去者負担受注報告書を突合した際のチェックミスなど、担当者の確認が不十分で、誤りに気付くことができなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>温水便座取替費用については退去者から回収済みであり、襖張替え費用についても、修繕業者から全額返還されている。これらの修繕費の返還により、県営住宅等管理業務に係る収支決算額が減額され、実績報告書の添付書類である収支集計表の修正が必要となったため、修正して平成 29 年 3 月 1 日に県へ提出した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>退去検査時に見落としがないよう、新たにチェックリストを作成し、これにより確認を徹底して行う。また、実績報告書についても添付資料を含めて十分にチェックを行い、適正な内容で提出するよう努める。</p> <p>3 (1) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足により、消費税の課税仕入れとして税抜処理するところを、税込金額のまま資産計上してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成 28 年度決算において、税抜金額で資産計上し、適正な減価償却を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今回、指摘を受けた賃貸住宅資産の計上など、あまり例のない会計処理については、会計士の指導を十分受けて、会計処理を行う。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足により、消費税の課税仕入れとして税抜処理するところを、税込金額のまま資産計上してしまい、申告も過大申告となってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>公認会計士と相談の上、税務署と協議を行い、消費税の更正の請求書を税務署に提出した。</p>
---	---

<p>4 次のとおり、長期未収金があった。 (決算日現在) 事業未収金 (一般賃貸住宅管理事業未収金) 6,580,218円 その他未収金 (貸借勘定関連未収金) 13,713,316円</p> <p>5 賃借物品であるパソコン及び公用車について、財務規程第86条に定められた占有物品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>6 修繕費の支払において、請求書に日付が記載されていないものがあった。</p>	<p>(再発防止策) 今回、指摘を受けた賃貸住宅資産の計上など、あまり例のない会計処理については、会計士の指導を十分受けて、会計処理を行う。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及び退去者の未収家賃である。 その他未収金は、県営住宅入居者の退去時の修繕費用である。過去に、一括払いできない者に対して分割納付を認めていたが、途中で住所不明になるなど回収が困難となっているものである。</p> <p>(措置の対応状況等) 長期未収金については、督促の継続などの取り組みの結果、未収金額は減少傾向にある。</p> <p>(再発防止策) 事業未収金については、電話、文書、訪問による督促及び納入誓約書の提出などにより、厳正な債権管理を行う。その他未収金についても、住所不明者の居住地などの特定に努めるなど、粘り強く対応する。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 職員の認識不足により、占有物品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等) リース契約をしている占有物品のパソコン等について、財務規程第86条に定める占有物品受払簿を作成した。</p> <p>(再発防止策) 財務規程等を再度確認するとともに、必要な書式類に不備や漏れがないよう留意する。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 職員のチェックミスにより、日付の記載のない請求書を受理してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 請求日を記載した請求書を改めて提出させた。</p> <p>(再発防止策) 請求書の記載内容について、複数の職員がチェックを行うこととし、ミスの防止に向け、チェック体制を強化した。</p>
---	---

<p>(意見)</p> <p>公社は、平成26年3月に策定された第二次改革プランに基づき、平成50年度を目途に解散することとして、県営住宅の管理代行者等として管理を行う県営住宅管理事業を中心に着実に収益を上げ繰越欠損金を圧縮するとともに、ファミリー賃貸住宅割賦事業に係る未収金対策や、県の財政的支援のもと借入金の削減等を進めてきた。</p> <p>今後とも、コスト削減等による利益の確保やファミリー賃貸住宅割賦事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図りたい。</p> <p>また、今回の監査において、資産除去債務の会計処理と、週休日の振替処理（付随する時間外勤務手当の支給）に関する2件の指摘事項を含む、不適切な事務処理が多数認められた。事務処理については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものである。チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、専門性の高い会計・税務処理等に関しては外部専門家の積極的な活用等について検討されたい。</p>	<p>第二次改革プランに基づき、各事業を適正に管理・運営し経営健全化に努めるとともに、ファミリー賃貸住宅割賦事業等の未収金問題や、平成50年度を目途とする公社解散に向けた事業の縮小整理などの課題に取り組んでいく。</p> <p>また、公社職員についても、引き続きその職務に関係する知識の習得、スキルアップに努めるとともに、外部の研修会等への積極的な参加などにより、資質の向上を図っていく。さらに、専門性の高い、高度な会計処理については、公認会計士など外部専門家の効果的な活用方法を検討し、不適正な会計処理の再発防止につなげていく。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	
所管部（局）課	警察本部 組織犯罪対策課	
監査実施日	平成28年8月31日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 執行額に対して予算総額が不足する状況であったが、会計処理規程第16条に基づく予算の補正処理が行われていなかった。</p> <p>2 会計処理規程について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、会計処理規程第5条において「会計区分は、一般会計と特別会計」と規定されており、</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>会計処理規程の理解が足りず、理事会の議題として諮ることなく、役員の承認のみで対応してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>会計処理規程に則った処理をした結果、平成28年度は、同様の事例はなかった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は会計処理規程に則った適正な処理(補正予算措置)を行う。</p> <p>2 (1) (発生原因の検証結果)</p> <p>新公益法人会計基準が平成20年に改正されていたが、会計区分が異なる点について確認が不十分であった。</p>

<p>同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 第7条で別に定めることとなっている勘定科目は定められているが、内容が不十分であった。</p> <p>3 基本財産について、定款第5条では「この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は定めない。」と規定しているが、貸借対照表の固定資産に基本財産が計上され、定款の規定と相違していた。</p> <p>4 責任者講習会業務委託料(第4四半期実績分)が未収金に計上されていなかった。</p>	<p>(措置の対応状況等)</p> <p>会計処理規程に関して、会計区分が異なる点及び内容が不十分な点については、必要な改正を行う。(平成29年3月の理事会において変更予定)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>必要な改正を確実にを行い再発防止に努める。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果)</p> <p>会計処理規程に不備があり、勘定科目の内容に不十分な点があった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>不備な点については、検証を行い、改正に向け諸準備を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、同様の不備がないように、会計処理規程を改正し、再発防止に努める。(平成29年3月中に改正)</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>貸借対照表に記載された基本財産と、定款の規定と相違していることを見落としていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>基本財産については、定款に定めることとする。(平成29年6月の理事会、評議員会を経て改正予定)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>平成29年6月の理事会、評議員会を経て定款を改正することとし、再発防止に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>会計処理に対する認識が不十分で、未収金として計上するべきものを計上していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>責任者講習会業務委託料の第4四半期実績分は、毎年4月の入金となることから、未収金を計上して対応している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な処理を行う。</p>
--	---

<p>5 往復はがきの未使用分について、期末残高が資産計上されていなかった。また、教本代について、翌年度に使用するものであり、平成27年度末には在庫となっていたが、資産計上されていなかった。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 会計処理に対する認識が不十分で、往復はがきや次年度使用の教本を資産計上してなかった。 (措置の対応状況等) 平成 28 年度の物品等の未使用分の確認を徹底し、資産計上する。 (再発防止策) 今後は、複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な処理を行う。</p>
<p>6 2～3月分のメール便代など期末までに債務が確定しているものが、未払金に計上されていなかった。</p>	<p>6 (発生原因の検証結果) 会計処理に対する認識が不十分で、未払金として計上するべきものを計上してなかった。 (措置の対応状況等) 平成 28 年度中には未払金の計上はされており、今後も未払金がある場合には未払金として計上する。 (再発防止策) 今後は、複数職員によるチェック体制の強化を図り、適正な処理を行う。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨総合研究所	
所管部(局)課	総合政策部 政策企画課	
監査実施日	平成28年8月26日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項)</p> <p>1 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) これまで郵便切手は必要な都度購入し、在庫を有してなかった。しかし昨年度末はマイナンバー制度への対応のため一時的に在庫が発生しており、資産として計上するのを失念した。 (措置の対応状況等) 平成28年度決算時に貸借対照表に資産として計上する。 (再発防止策) 日常的な管理を徹底するとともに、毎年度末の保有残高について十分確認し、資産計上を行う。</p>	

<p>2 創立20周年記念事業準備資金取扱規程において、創立20周年記念事業準備資金の積立限度額を規定しているが、定期預金として預入時に元利自動継続としたことによりH28.3.30満期日において利息分が加算され限度額を超えていた。</p> <p>また、定時評議委員会に提出された財務諸表においては、利息相当額は別の研究基金普通預金に含めて記載されており、残高証明書とは異なる金額となっていた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>本来、本準備資金についてはすでに限度額一杯まで積み立てていたため、「元金自動継続」(利息については別途口座に入金)で作成すべきところ、誤って利息分が加算される「元利自動継続」で作成してしまった。また、定期預金の内容確認を怠り、年度を越えてから限度額超過を確認するに至り、訂正事務処理についても、利息分を普通預金へ加えるという誤った処理をしてしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年度決算時に、平成27年度の貸借対照表を訂正する。</p> <p>具体的には、利息相当分を流動資産の定期預金として計上する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>金融資産の内容については移動がある都度速やかに確認する。また、イレギュラーな処理については、十分留意して実施する。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県環境整備事業団	
所管部(局)課	森林環境部 環境整備課	
監査実施日	平成28年9月27日 12月1日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>[指摘事項]</p> <p>常勤の理事の期末手当の額については、「(公財)山梨県環境整備事業団役員等の報酬等に関する規程」の第4条第2項において、「(公財)山梨県環境整備事業団給与規程の規定の例により算定した額とする。」と定めているが、算定に誤りがあり過払いとなっていた。</p> <p>(平成27年度 過払額 483,200円)</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>常勤の理事の期末手当の額については、平成25年7月1日に公益財団法人へ移行する際の規程の改正により、「(公財)山梨県環境整備事業団給与規程の規定の例により算定した額とする。」となり、山梨県一般職員の例による期末手当のみを支給することとしたが、改正内容が職員全体に浸透していなかったこと、支給段階での根拠規定の確認が十分でなかったことなどから、勤勉手当分も併せて支給してしまい、過払いとなったものである。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成25年12月期から平成28年6月期までの期末手当が過払いとなっており、過払いとなった分については、対象者から返還(12/15、16)を受けるとともに、社会保険料及び所得税の修正を行った。また、過払い分については、環境整備事業団経営支援補助金の対象となっているので、山梨県に県補助金の返還を行った。</p>	

	<p>(再発防止策)</p> <p>今後は、根拠規定の確認を怠らないよう職員全体に周知するとともに、ダブルチェックを徹底し、適正な会計事務に努める。</p>
<p>(指導事項)</p> <p>1 収入印紙及び郵便切手の期末残高が、貸借対照表及び財産目録において資産計上されていなかった。</p> <p>2 乗用式ではない小型除雪機について、 (1) 勘定科目を「什器備品」とするのが適当であるところ、総勘定元帳において「車両運搬具」としていた。 (2) 貸借対照表及び財産目録の表示科目において「小型除雪機」としていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>収入印紙及び郵便切手の期末残高が少額であることから、公益法人会計基準の重要性の原則の適用により、通常消費する程度の郵便切手等については重要性に乏しいと判断し、購入時に費用計上して処理を行い、受払簿による残高管理をすることにより、資産としての計上はしていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>期末保有残高について、貸借対照表及び財産目録に資産計上する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、ダブルチェックを徹底し、適正な会計事務に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の認識不足及び複数職員による確認が十分でなかったため、科目を誤ってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>財務諸表への記載を「什器備品」に統一する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、ダブルチェックを徹底し、適正な会計事務に努める。</p>
<p>(意見)</p> <p>事業団の経営については、明野処分場において発生した2度の漏水検知システムの異常検知に伴う施設の閉鎖決定後、平成26年2月に改定された第二次改革プランに基づき、県の財政支援等を受けながら事業損失の削減と、甲府事務所の環境整備センターへの統合による運営費の削減・合理化など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。</p> <p>今後とも、将来的な明野処分場の廃止に向けて浸出水処理等の適正な維持管理を行うとともに、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場の計画的な整備と、効果的・効率的な運営管理への取り組みを通じて、経営改善と財政基盤の強化に努められたい。</p>	<p>北杜市明野町の環境整備センターについては、将来的な処分場の廃止に向け、引き続き、埋立地の水質などが廃止基準に適合するまで、適切に維持管理を行っていくとともに、処分場の安全性に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り効率的な運営に努め、経営改善について職員一丸となって取り組んで行く。</p> <p>また、笛吹市境川町の一般廃棄物最終処分場については、平成30年中の操業開始に向け、県、市町村総合事務組合、地元と密接に連携・協力しながら、着実に事業を推進していく。</p>

監査対象団体	一般財団法人 山梨県地場産業センター	
所管部(局)課	観光部 観光プロモーション課	
監査実施日	平成28年9月28日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>[指摘事項]</p> <p>産業廃棄物の処分等の委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し保存しなければならないが、行われていなかった。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、書面による契約を行うこととされているが、契約書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>当該法令に基づく各種手続きに関して、職員に認識がなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回指摘された事案について、平成28年度分から契約書の作成及び産業廃棄物管理票の保存を適切に行っている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、当該事務処理に関連する法令に精通し、事務処理の不備がないよう注意する。</p>
	<p>(指導事項)</p> <p>1 両替金について、会計規程第29条に「150万円を限度に釣銭用現金を保有することができる。」と定めているが、規程で定められた限度額を超過して保有していた。</p> <p>2 小口現金について、領収書等の証拠書類に基づき起票した振替伝票により処理されていたが、会計規程第7条に備えるべき帳簿として定められている現金出納帳による日々の管理が行われていなかった。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。 (決算日現在) 施設使用料 先数1件 20,000円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>職員に会計規程の理解が不足していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年11月24日の理事会において、会計規程を改定し、保有現金の限度を200万円に引き上げた。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、会計規程を含む各種規程等を常に精査し、現状にそぐわない部分があれば、改定を含めて検討する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>現金出納帳として作成していた書類が、本来備えるべき現金出納帳ではなかったことから、職員に会計事務に対する理解が不足していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>適切に現金を管理するため、平成28年度会計から適切な現金出納帳による日々の管理を行っている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計事務に対する知識の向上を図ることで、事務処理を適正に実施する。</p> <p>3 (措置の対応状況等)</p> <p>平成28年9月30日に当該未払者に対して支払いの督促を行い、平成28年10月5日に入金を確認した。</p>

<p>4 貯蔵品として、郵便切手類及び包装用袋等を計上しているが、郵便切手類の平成27年度末残高について、在庫確認した期末残高と貸借対照表（総勘定元帳）の金額が相違していた。</p> <p>5 公益法人会計基準において、財務諸表に対する注記に記載すべき項目が定められているが、次の項目について記載されていなかった。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(再発防止策)</p> <p>今後、このような未払者が現れた場合は、再三の督促を行うとともに、法的な手段も検討する。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>郵便切手類の期末残高確認を怠ったため、総勘定元帳との相違が発生した。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>差引簿、振替伝票、在庫状況を確認し、総勘定元帳との突合を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、定期的に在庫状況を確認し、決算は正確に計上する。</p> <p>5 (発生原因の検証結果)</p> <p>公益法人会計基準について、認識が不足していたため、財務諸表に記載していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年度決算から、左記2事項を財務諸表に対する注記に記載する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、公益法人会計基準に従い、適切な会計書類の作成に努める。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成28年10月6日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)		
1 職員の宿日直手当(常直手当)について、職員給与規程に定めがないにもかかわらず支給されていた。		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>宿直手当(常直手当)については、他の手当と同様、「県の定めた手当に関する規則に準ずる」旨、職員給与規程に定められているとの思い込みにより支出していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>職員給与規程を一部改正し、宿日直手当(常直手当)に関する規定を定めた。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>手当の支給に当たっては、常に職員給与規程を確認するとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>2 会計処理規程に次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計に区分されているが、会計処理規程第4条に「会計区分は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 会計処理規程第6条に「一切の取引は別に定める勘定科目により処理する」、また第7条第2項に「主要簿及び補助簿の様式は別に定める」とあるが、別途定められていなかった。</p> <p>3 金銭の出納について、会計処理規程第22条に「金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ支出に充ててはならない」と定められているが、使用料収入等の収納金を金融機関に預け入れず、日々の支払に充当しているものがあつた。</p> <p>4 郵便切手類の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。</p>	<p>2 (1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成 20 年改正の新公益法人会計基準に基づき、実務上、各会計に区分していたが、会計処理規程の改正を失念していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>会計処理規程を一部改正し、新公益法人会計基準を反映させた内容に改正を行う。</p> <p>(5月理事会で変更)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計処理規程を含めた諸規定の内容確認を随時行うとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果)</p> <p>会計処理は、公益法人会計基準等に則り実施していたが、会計処理規程の改正を失念していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>内容が不十分な点については、5月の理事会で会計処理規程を改正し、適正に処理する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計処理規程を含めた諸規定の内容確認を随時行うとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>緊急的な支払いが発生したことにより、使用料収入等の収納金を金融機関に預け入れず日々の支払いに充てていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>会計処理規程の再確認及び金銭を収納した時は、日々銀行に預け入れるよう周知・徹底した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計処理規程を含めた諸規定の内容の確認を随時行うとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>郵便切手類の在庫が通常消費する程度の少量であったため、受払簿による在庫管理を徹底することにより、資産として計上しなくても良いと認識していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成 28 年度決算時に、貸借対照表に資産として計上する。</p>
---	---

<p>5 耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の固定資産については、会計処理規程第26条及び第28条に基づき、固定資産台帳を備え、その保全状況及び移動について記録することになっているが、補助金で購入した移動式横木架台について固定資産台帳が作成されていなかった。</p> <p>6 平成27年度末(28.3.31付)で退職した2名の退職金について、退職給付引当金(固定負債)に計上され、確定債務として未払金(流動負債)に計上されていなかった。</p> <p>7 公益法人会計基準において財務諸表に注記すべき項目とされている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」が注記に記載されていなかった。</p>	<p>(再発防止策) 日常的な在庫管理を引き続き徹底するとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 移動式横木架台については、租税特別措置法第67条の5を適用して即時償却したことにより、固定資産台帳の作成は不要と認識していた。</p> <p>(措置の対応状況等) 直ちに、移動式横木架台について、固定資産台帳を作成するとともに、保全状況及び移動について記録した。</p> <p>(再発防止策) 会計処理規程を含めた諸規程の内容の確認を随時行うとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。 併せて、会計処理について、会計士等の判断を仰ぎ適正な事務処理に努める。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 退職金については、退職給付引当金(固定負債)と認識していたため、誤った事務処理を行っていた。</p> <p>(措置の対応状況等) 今後退職者が生じた場合は該当の退職金を、確定債務として未払金(流動負債)に計上する。</p> <p>(再発防止策) 会計原則に則った処理を行うとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。 併せて、会計処理について、会計士等の判断を仰ぎ適正な事務処理に努める。</p> <p>7 (発生原因の検証結果) 補助金等の内訳、交付者並びに当期の増減額及び残高について、財務諸表に注記すべきとの認識がなかったため記載していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等) 平成28年度決算において、財務諸表に注記する。</p> <p>(再発防止策) 会計原則に則った処理を行うとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。</p>
---	--

	併せて、会計処理について、会計士等の判断を仰ぎ適正な事務処理に努める。
--	-------------------------------------

監査対象団体	特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	
所管部（局）課	県民生活部 県民生活・男女参画課	
監査実施日	平成28年10月18日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>期末手当及び勤勉手当の算定に誤りがあり、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 期末手当及び勤勉手当算の計算を誤ったため、過払いとなつた。 (措置の対応状況等) 過払い分については、当該職員から返還手続き中である。 (再発防止策) 今後は給与規程を熟知し、一層留意して事務処理を行う。</p>

監査対象団体	アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体	
所管部（局）課	県民生活部 生涯学習文化課	
監査実施日	平成28年9月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>1 「山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱」第20条第4項に規定する入金伝票が作成されていないものがあつた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 事後に確認したところ、実際には入金伝票は作成していたものの、その帳票を保管する綴りを誤っていたことが判明したが、監査当日には、担当者が人事異動で替わり、業務に精通していなかったため、指摘に対し対応ができなかった。 チケット販売手数料の経理費目は「その他の収入－その他」に分類されるが、後々の利便性を考慮して「チケット販売入金伝票」の綴りを「その他の入金伝票」の綴りから独立させて保管している。 また、チケット販売手数料は専用の口座に振り込まれており、原則当口座に振り込まれた物件の入金伝票を前述の「チケット販売入金伝票」の綴りに保管している。 今回、入金された口座が他の口座であつたため、担当が綴りを誤ってしまった。 (措置の対応状況等) 本来の綴りに保管しなおした。</p>

<p>2 郵便切手について、受払台帳はあったが、残高確認がされておらず、台帳上の残数と現物枚数が一致していなかった。</p>	<p>(再発防止策)</p> <p>伝票の作成はされていたため、別口座に入金された時などのイレギュラー時の場合でも正確に処理するよう指導した。</p> <p>また、月一回、総務部長が入金伝票の綴り単位に、摘要をチェックし正しく保管されているか精査する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>切手は管理事務室で管理しているが、舞台事務室でも、ある程度の枚数をストックしていた。</p> <p>舞台事務室へ持ち出すときには切手管理台帳に記載せず、実際に舞台事務室で使用した際に切手管理台帳に記載していたため、台帳記載枚数と現物枚数が一致しなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>舞台事務室の在枚数を調べ、記載枚数と現物が一致したことを確認した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>舞台事務室へ持ち出す際に台帳へ記載し、舞台事務室においても、同様に台帳を作成し記載することとした。</p> <p>台帳のフォーマットを改定し、使用者、あて先を明らかにした内容とした。</p> <p>経理担当者が在庫チェックを毎月末に実施し、総務部長が確認することとした。</p> <p>また、職員に対して記入漏れを起こさないよう再徹底した。</p>
--	--

監査対象団体	アメニス山梨（桂川）グループ	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	平成28年9月29日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項)</p> <p>1 施設利用料金として収納した現金に係る現金出納帳に記帳漏れがあった。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>現金收受時に現金出納帳に記入していたが、一部記入漏れがあった。</p> <p>有料施設の利用状況を記録する日計表が無かったため、記入漏れの確認を怠ってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>日計表を作成することとし、有料施設利用券控えと照合して、現金出納帳へ記載した。現金の流れや事務の流れを定めた現金取扱マニュアルを作成した。</p>

<p>2 経理規程第 25 条で「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と規定しているが、現金の取扱いについて、不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 平成 28 年 1 月 8 日から 30 日までの間に施設利用料金として収納した現金が、監査日まで 7 ヶ月余りにわたって、金庫に放置されていた。</p> <p>(2) 収納日から 3 ヶ月を経過して入金されているものがあるなど入金処理が遅滞していた。また、1 ヶ月分の収納金をまとめて入金されており、規程に定めのない処理を行っていた。</p>	<p>(再発防止策) 現金取扱マニュアルに基づき処理を行い、現金管理を行う。</p> <p>2 (1) (発生原因の検証結果) 現金出納帳と利用料金の通帳とを照合して金額の確認を行わなかったため、預け漏れがあった月があることに気づかず放置してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 金庫に保管されていた現金は、指摘を受けた翌日に預入を行った。 現金の流れや事務の流れを定めた現金取扱マニュアルを作成した。</p> <p>(再発防止策) 現金取扱マニュアルに基づき処理を行い、現金管理を行う。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果) 日々の収入金額が少額のため、1 月あるいは複数月をまとめて入金していた。</p> <p>(措置の対応状況等) 現金の流れや事務の流れを定めた現金取扱マニュアルを作成した。 今後は収納した現金については、1 万円を超えない範囲で、毎月 2 回以上銀行に預け入れる。</p> <p>(再発防止策) 現金取扱マニュアルに基づき処理を行い、現金管理を行う。</p>
---	---

監査対象団体	山梨市フルーツパーク 株式会社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	平成28年9月8日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>1 基本協定書第23条に基づく定期報告書において、有料公園施設等の利用状況及び利用料金の収入の状況を毎月報告しているが、報告内容の記載漏れなどにより正しい報告が行われていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 有料公園施設の利用日と利用料金の受領日が異なること及び利用料金の収入状況表のパソコンへの入力項目が徹底されていなかったことから、定期報告書との整合性に差異が生じてしまった。</p> <p>(措置の対応状況等) 有料公園施設の利用日と利用料金の受領日が明確になるよう簡潔な収入状況表を作成した。</p>

<p>2 管理業務委託契約書に、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 消防用設備等保守点検業務委託契約の変更契約書において、表題及び契約変更内容が記載されていなかった。また、契約日が訂正されていたが、訂正印が押印されていなかった。</p> <p>(2) 自動扉装置保守点検業務委託契約の変更契約書において、変更契約日が記載されていなかった。</p> <p>また、表題及び追加条項（番号）が、当初契約内容と整合していなかった。</p> <p>(3) 果物広場・わんぱくドーム公園内施設保守点検業務委託契約において、契約解除のための暴力団排除条項を追加した変更契約書を締結すべきところ、新規の契約書を作成したため、同一業務について契約が二重に締結されていた。</p> <p>また、委託契約であるが、建設工事請負契約書を使用したため、業務の内容と契約の内容が一致していなかった。</p> <p>3 指定管理業務の実施に当たり、付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第17条第2項第1号で、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p>	<p>(再発防止策)</p> <p>二重チェック体制を整えるとともに、月またぎ、年度またぎなど事務処理の誤りが発生しやすい場合は、特に注意をする。</p> <p>また、報告書の内容と実際の入金額を重複確認する。</p> <p>2 (1) (2) (3) (発生原因の検証結果)</p> <p>変更契約締結時における双方の確認が不足していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年度の管理業務委託契約においては、適切に事務処理を行った。</p> <p>なお、平成28年度は変更契約をしていない。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>変更契約する際には、再度契約書の内容を精査し、チェックリストをもとに適切に事務処理を行う。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>基本協定書の内容を理解していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年10月1日に被保険者として山梨県を追加した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>基本協定書に則した指定管理業務を再確認し徹底する。</p>
---	---